

平安初期における后位の変質過程をめぐって

—王権内の序列化とその可視化—

仁 藤 智 子

はじめに —問題の所在と研究の視角—

日本古代における王権の特質を考える視角として、王権の構造、大王位・天皇位とジェンダー、そしてキサキや皇太子などの分析が有益であることは周知である。近年の女帝研究の深化と共に、女帝の特質や女帝の登場する状況について有益な見解が出されてきた。しかし一方で、奈良末から平安初期という王権の変質・成熟期において、なぜ女帝が終焉するののかという点においては、比して議論がなされていないように思われる。

古代において女帝の条件として、

- ① 王族（大王や天皇の娘）の出身であること、
- ② 大王や天皇のキサキとして共同統治の経験者であること、
- ③ 未婚ではあるが、統治者としての教育を積んでいること、

を掲げることができる。①の条件は必須であるが、七世紀型の女帝は大王の娘であるだけでなく、大王の太后として共同統治の経験者である②という共通点をもち、王族の最年長者として政治に登壇する。これは、推古の場合も、皇極・斉明の場合も、持統や元明の場合もあてはまる。いわば、「皇太后型の天皇」という特質をもっていた。

それに対して、八世紀型の女帝は、孝謙・称徳女帝の場合、男帝同様に皇太子に立てられた後に即位する③。「皇太子型の天皇」といえる特質を有した¹⁾。そのために、結果として未婚でもあった。実子が存在しないために、次世代への皇位継承は血筋にとらわれない、きわめて曖昧な「擬制的親子関係」を媒介にしたものになった²⁾。さらには、称徳として重祚した後は、天神地祇と仏法と祖先霊の承認が得れば、皇嗣は王族外でも構わないという、拡

大解釈さえ成り立ちうる状況を呈した。これに危機感を募らせた貴族層によって、道鏡への譲位は阻止された。

このような教訓から、「より血統を重視する皇位継承」が王権に求められるようになったのが、奈良末期から平安初期である。即位儀が成立し、皇太子制が厳密に運用されるようになるのは、安定的な皇位継承を求める時代の要請に王権が応じた結果ともいえる。

称徳の異母姉である井上内親王は、聖武皇女であり、光仁皇后となった女性である。上述の①と②条件を満たす井上内親王は、女帝となりうる条件を満たした存在でもあった。それゆえに、彼女は廢后事件に見舞われた。その娘である酒人内親王、さらにその娘である朝原内親王の母娘も同様の存在であり、井上―酒人―朝原の母娘三代が、女帝の終焉そのものにかかわっているのではないかという見通しを得た。詳細は別の機会に譲りたいが、そうなると、次の課題として、女帝の終焉が、王権の中の女性―特にキサキの存在形態にどのような変化をもたらせてくるのかということが浮上してくる。

この問題を考えるために、正子内親王を取り上げてみたい。正子内親王は、嵯峨天皇の皇女であり、仁明天皇の同母姉妹であり、淳和天皇の皇后になった女性である。さらに、正子内親王は皇太子であった恒貞親王の母でもあった。七―八世紀であれば、女帝

として擁立されてもおかしくない存在である。その死後、「既に国母と曰く、至尊と謂うべし」と称された人物であり、存在であった。正子は、平安初期という时期的にも、さらに後宮が整備される中で后位が序列化されていく過程においても、ターニングポイントに立つ女性である。

本稿は、このような問題関心に立ちながら、嵯峨天皇の皇女であり、淳和天皇の皇后であり、皇太子であった恒貞親王の母でもあった正子内親王の生涯をたどり、変質・成熟期の王権における女性の位置づけについて明らかにすることを目的としたい。そのため、『日本三代実録』に記載された正子内親王の薨伝と作者未詳の『恒貞親王伝』を手がかりに見ていくことにする。

一 正子の立后

正子内親王は、元慶三（八七九）年三月に七〇歳の人生を閉じた。『日本三代実録』巻第卅五にはその薨伝が記されている。その薨伝に導かれながら、彼女の生涯を追っていききたい。

廿三日癸丑。淳和太皇太后崩。①有遺令、不任緑御葬諸司。天皇輟朝五日。②太后諱正子、嵯峨太上天皇之長女、与仁明天皇同産也。母太皇太后橘氏。后美姿顔、貞婉

有^二礼度^一、存^二母儀之德^一、中表則^レ之。太上天皇、太皇太后甚鍾^レ愛之。淳和天皇備^レ礼娉^レ之、納^二於掖庭^一、寵敬兼^レ人。

③天長四年二月立為^二皇后^一。

(以下略)

以上によれば、正子薨去ののちは、遺令によって、御葬司が設けられず、薄葬が行われた(傍線部①)。というものの、清和太上天皇は清和院において大齋会を設け、五日間法華經の講読をさせた。

正子は、嵯峨天皇を父に、嵯峨皇后であった橘嘉智子を母に生まれた。同母兄弟姉妹は、正良(仁明)・秀良・秀子・俊子・繁子・芳子の二男五女の長女で、正良親王と双子かとされている。容姿が麗しく、貞淑で、母親のお手本となる徳をそなえ、人々も彼女に倣おうとしたという。父である嵯峨天皇と母橘嘉智子に大変愛されて成人した。淳和天皇も礼を尽くして後宮に迎え入れ、寵愛は深かった(傍線部②)。このような家庭環境を持つ正子は、嵯峨天皇と橘嘉智子の娘(内親王)であり、淳和天皇の妻(皇后)になり、皇太子恒貞親王の母という当該期の王権の中で最も複層的な関係や地位を持つ女性の一人であった。

彼女にとって転機となったのは、天長四(八二七)年二月に、立后されたこと(傍線部④)である。立后された理由として、三

点考えられる。まず、当時の淳和天皇の後宮を見てみれば、【表1】のようになる。

【表1】淳和天皇の後宮

高志内親王	父…桓武天皇 母…皇后藤原乙牟漏	1男(恒世) 3女(氏子有子貞子)	贈皇后 平城・嵯峨と同母 桓武鐘愛の娘
正子内親王	父…嵯峨天皇 母…皇后橘嘉智子	5男(恒貞・恒統・基貞・?・?)	皇后 仁明と同母 嵯峨鐘愛の娘
緒継女王			尚歳 女御
永原原姫			女御
橘氏子	父…橘永名		養母となる
大中臣安子	父…大中臣淵魚 (神祇伯)	1男(良貞)	嵯峨皇子源定(815-863)が猶子となると
大野鷹子	父…大野真雄 (近衛中将)	1女(寛子)	
橘船子	父…橘浄野 (従四位上)	1女(崇子)	
丹治池子	父…丹比門成 (大和守)	1女(同子)	
清原春子	父…清原夏野 (右大臣)	1女(明子)	
藤原潔子	父…藤原長岡 (大和守)		更衣
某		1女(統朝臣忠子)	

第一に、桓武皇女であった高志内親王とその男子である恒世親王の死去が挙げられよう。延暦八（七八九）年に生を受けたと思われる高志内親王は、延暦二十（八〇一）年に高津・大宅内親王と共に加笄されており、所生である恒世の生年が延暦二四年と考えられるから、延暦二十年からそう遠くない日に大伴親王に嫁したと考えられる。高志内親王は皇后藤原乙牟漏を母としており、安殿・神野両親王と同腹であるから、桓武皇女の序列では朝原内親王と並ぶ高位に位置したと考えられる。高志内親王は三歳違いの大伴親王との間に上述の恒世親王のほか、氏子・有子・貞子の三内親王を儲けたが、大同四（八〇九）年に二十一歳の若さで薨じ、その後弘仁十四（八二三）年六月に皇后を追贈された。これは大伴親王が淳和天皇として即位したことに伴う措置で、実際には皇后は空位のままであった。

このように、正子が入内した時には、高志内親王はすでに亡くなっており、緒継女王が尚蔵として淳和の後宮を掌握していたものと思われる。さらに、彼女に仕えていた永原原姫は、弘仁六（八一五）年に生まれた嵯峨皇子源定が淳和の猶子になると、その養母をつとめていた。桓武皇女で嵯峨天皇らと同母であった高志内親王の所生の恒世親王が、淳和にとって唯一の皇子であった。そのなかに、一〇代の少女が入内したわけで、彼女が間もなく立后した背景の第二点として、恒貞親王の誕生があったと考えられ

る。律令制下における立后は、光明子を嚆矢とするが、その後の井上内親王も、藤原乙牟漏、橘嘉智子に到るまで、みな男子を出産してからの立后となっている。こういった先例を勘案すれば、正子内親王の立后の条件として男子の誕生が想定され、その条件を満たしたことによって、正子が一〇代でありながらも立后されたと考えるのが妥当であろう。

唯一の所生男子であった恒世親王が、天長三（八二六）年五月に僅か二十二歳で亡くなると、淳和天皇は悲しみにくれた。生前、淳和天皇の受禪にともない、恒世を皇太子に立てようという動きがあったものの固辞したため、嵯峨皇子の正良親王が立太子されていた。淳和天皇から譲位された正良が即位して仁明天皇になると、淳和皇子恒貞が立太子する。平城系王統が排除されることとなった平城上皇の変以降、嵯峨・淳和両統による両統迭立が整ったかのように見えた。だが、この関係も後述する承和の変によって破綻することになる。

以上のような高志内親王と恒世親王の早死と恒貞の誕生によって、嵯峨皇女正子の立后の基盤は形成された。

第三に、正子内親王の立后には、嵯峨太上天皇の強力な意向が働いていたように思われる。早くから男子が恒世しかいなかった淳和のもとに、嵯峨は自分の皇子である源定を猶子として入れていた。淳和の後継になみなみなならぬ関心を抱いていた。正子入内

そのものが嵯峨の意志であり、正子の所生子の産養いなども嵯峨が行っていることが知られる。¹⁷⁾正子は度々嵯峨の居所である冷然院に下がっており、何人もの親王の出産がそこで行われた。『恒貞親王伝』には、嵯峨太上天皇が淳和と共に後見に当たっていた様子や、書芸や鼓琴をよくした恒貞が、特に嵯峨に寵愛されていた様子が記されている。恒貞親王ら正子所生子は、嵯峨太上天皇にとつて孫に当たり、仁明天皇にとつては従兄弟であり、甥であるという血縁的に近い存在であることは無視できない。正子の立後の背景には、自分の血統で皇位を独占的に継承させたいという嵯峨太上天皇の意志が垣間見られる。立后時の皇后宮職は、大夫に淳和の忠臣藤原吉野、亮に大枝総成が配され、嵯峨と淳和のバランスの取れた人員配置がなされたようである。

以上のように十代で立后された正子の背景として、

①正子が淳和皇子である恒貞親王を出産していたこと、

②高志内親王とその子恒世親王が早死していたこと、

③嵯峨太上天皇の意向が働いたこと、

が考えられる。このうち、①の恒貞の出産は立後の最低条件と考えられるし、②の血統的に優位なライバルの不在は状況証拠に過ぎない。そのなかで、注目されるのは③である。嵯峨太上天皇は、当該期において王権内の最年長者であり、王権内の序列の頂点に立っていた。従来、このような立場を「家父長制」という言葉で

表してきたが、男性だけでなく女性も該当すると考えられる。のちに年長者で王権内の序列の頂点に立った正子も、天皇の進退問題や王権内の女性の序列に影響力を持つようになる。性別を意識させる「家父長制」という言葉がそぐわない場合もあり、また「家父長制」という概念自体についても議論があるので、ここでは使わずに行論したい。王権内の序列の頂点に立つ嵯峨の意向が、立后に大きく関与したということが重要であることを確認しておきたい。

こうして淳和皇后となった正子内親王であるが、興味深い記事がある。

八年元早為^レ災、帝深憂^レ之、走^レ幣群神、起^レ請百端^一。后勸^レ帝、録^レ囚徒^一廢^レ作役^一。未^レ及終^レ朝、澍雨晦合。帝逾加^レ愛焉。

早魃に悩み憂えた淳和天皇は、全国の諸社に奉幣して祈雨したものの、これといった成果を得られずにいた。それを見かねた皇后正子が、天皇に勧めて獄舎に繋がれていた囚徒の名前を記録させたのち、放免させた。すると天が応じてすぐに雨の恵みにあつた。これ以降、淳和天皇の正子に対する信頼や愛情はますます深くなったという。のちに慈善事業を行った「慈母」として、さら

には七世紀的な、「天皇との共同統治者としての皇后像」を髣髴とさせるエピソードである。

二 淳和の讓位と王権内の序列化と可視化

続けて薨伝に従って正子の人生を辿っていききたい。

十年二月廿八日乙酉、天皇遷_レ御淳和院_一、讓位於皇太子_一。

天皇勅停_二太上天皇及皇后之号_一、即使_レ停_二廢后宮官屬_一。仁

明天皇受讓之後、三月二日己丑、尊_二淳和天皇_一為_二太上天

皇_一、々后為_二皇太后_一、後立_二后所_レ生恒貞親王_一為_二皇太子_一。

天皇確守_二前勅_一、固辭不_レ受_二太上天皇皇太后之号_一。

天長一〇（八三三）年二月に、淳和は皇太子であった嵯峨皇子正良親王に位を譲り、淳和院へ退去した。仁明天皇は即位と同時に、淳和皇子恒貞親王を立太子させ、淳和と正子に太上天皇と皇太后を奉しようとしたが、受けなかったとある。恒貞の立太子も淳和が再三辞退した。『続日本後紀』にはその間の事情が詳細に記されている⁽²¹⁾。しかし、間もなく二人は太上天皇と太皇太后を受け、淳和太上天皇には二千戸、皇太后正子には千戸が与えられ、後院にあてべき田地が賜与されている⁽²²⁾。

この時期、史上初めて複数の太上天皇と後院が併存する状態が生じ、そのため急速に「王権内の序列化」が求められてくる。これは、嵯峨天皇以降、皇位を安定的かつ平和的に継承するために、早めに讓位して内裏を退去し後院を設けたことに起因する。その中で、以前から讓位の際に問題となっていた尊号奏上が必須となってくる⁽²³⁾。

この十年ほど前の、弘仁十四年の淳和即位時にも同様の悶着があった。淳和皇子恒世と嵯峨皇子正良の立太子をめぐる嵯峨と淳和の応酬のなかで、天皇（淳和）が太上天皇（嵯峨）に上表して、自らを「臣諱」と称した。このことで、天皇より太上天皇が上位にある関係を周知させたのである。また、立太子された皇太子が内裏に参入して天皇の前で再拜舞踏することによって、天皇と皇太子の関係も可視化された。その上で、太上天皇と皇太后の尊号奉上めぐって、再度天皇と太上天皇のやりとりが行われた。そこでは太上天皇（嵯峨）が、漸く形式的に「臣諱」と称したものの、一連の騒動で王権内の序列が明確になった。国土の統治者として頂点に立つのは天皇ではあるが、多層的な王権構造においては、以上のような経緯で、

太上天皇（嵯峨）↓天皇（淳和）↓皇太子（正良）

という序列ができ、内外に示されるようになった。これは、配偶者であるキサキにも及び、

皇太后（橘嘉智子）↓皇后（正子）

という后位の序列化が行われた。⁽²⁶⁾

さらに、天長十年に淳和が仁明に譲位すると、

先太上天皇（嵯峨）↓後太上天皇（淳和）↓天皇（仁明）↓皇太子

（恒貞）

皇太后（橘嘉智子）↓皇太后（正子）↓（皇后不在）↓（皇太子妃不在）

という序列が出来上がり、それを可視化するための朝観行幸が行われるようになった。⁽²⁷⁾ 天皇だけではなく皇太子恒貞も仁明天皇、次いで両太上天皇に朝観した。

『日本紀略』にはその様子が次のように書かれている。

三月乙巳、天皇御「紫宸殿」。皇太子始朝観、拜舞、昇殿。（中略）以「当日」拜「謁両太上天皇」也。于「時」皇太子春秋九齡。而其容儀礼数如「老成人」。（後略）

紫宸殿にて天皇に朝観し、拜舞したのち昇殿を赦された皇太子は、その後、二人の太上天皇のもとに朝観したが、わずか九歳であるのに、まるで老成した人物のようであった。さらに、仁明天皇の大嘗祭に先立つ御禊行幸の際には、皇太子恒貞が鹵簿より先に御禊場にあつて、天皇の御禊に従事していた姿も見られる。⁽²⁸⁾

このように、当該期において王権内における序列が明確にされるところにも、朝観行幸だけでなく様々な儀礼を通じて、その序列そのものが天下に可視的に認識されるようになった。このような序列化とその可視化をとおして、王権は天皇を中心に、複数いる太上天皇、皇太子、皇太后・皇太后や皇后によって、多層的に強固に補完・補弼されるようになった。

しかし、承和七年五月に淳和太上天皇が没すると、王権構造にも変化が起きてくる。

承和七年五月淳和太上天皇崩。皇太后落髮為「尼」、毀容骨立。（中略）貞観二年五月、於「淳和院」、設「大齋会」、延「諸寺名僧」、講「法華経」。装具「嚙施」、傾「尽財宝」。便留「延曆寺座主円仁大阿闍梨」、受「菩薩戒」。奉「太后法名」称「良祚」。

正子皇太后は、落髮して尼になった。延暦寺座主円仁から菩薩戒

を授けられ、良祚と名乗るようになるのは、貞観二年五月に淳和院で大齋会を設けたときのことであるが、後太上天皇の死去による欠如と皇太后の出家によって、王権構造の一时的な弱体化を避けることはできなかった。

三 承和の変と恒貞廃太子

正子にとって、次の転機は承和の変であった。承和九年七月に、先の淳和太上天皇に続くように嵯峨太上天皇が亡くなると、世情は不穏さを漂わせる。

『恒貞親王伝』には次のような記載がある。

後皇太子才慧日新、深達世事。自以為、身非家嫡得居儲宮。若嵯峨淳和天皇晏駕之後。禍機難測。即令学士春澄善繩作辞讓之表。冀比泰伯劉疆以避賢路。辞意懇切。至子二至子三、天子不許。嵯峨太上天皇深以慰諭、兼加教督。於是對春宮大夫文室秋津、亮藤原貞守等歎云。「孤屢輸青蒲之款。未降蒼昊之恩。諸君奈孤身何。」語竟涕泣。

春澄善繩は当時文人として聞こえていた。恒貞親王は聡明であ

り、自分の立場の危うさを感じ取り、春澄に何度も辞讓の表を書かせたが、仁明天皇は許さなかった。文室秋津ら春宮坊の官人たちも、その行く先を案じて涙を禁じ得なかった。嵯峨・淳和太上天皇が正子と恒貞の後見であったため、両者が死没した後の恒貞の不運は想定されていたという。また、『恒貞親王伝』には、藤原氏など臣下との姻戚関係についても触れられている。

親王為太子時。納大納言藤原愛発女為妃、無子。又幸左衛門佐藤原是雄女、生兩男。皆有才操。親王入道之日。兩兒皆落髮為僧。所以絕其胤嗣焉。

これによれば、恒貞と藤原愛発の娘の間には子はなく、藤原是雄の娘との間には二人の男子がいたが、承和の変後出家し、血筋は絶えたという。藤原愛発が承和の変で捉えられたのは、淳和の重臣であり、急速に力をつけてきた良房と対立していたためだけでなく、恒貞との女婿・舅という立場も関係していた。また、恒貞が嵯峨皇女正子と淳和の最愛の皇子であり、皇太子でもあったのにも関わらず、王族の女性と婚姻を結んだ形跡が見当たらないのは、承和九年段階で一六歳であったためだろうか。この一連の記述からも、恒貞皇太子の背後には二人の太上天皇という強力な後見がいたものの、それが失われれば、それ以外にこれといった

強力な基盤を持たない脆いものであったことがわかる。嵯峨と淳和という後見を失った恒貞には、母である皇太后正子しか有力な後ろ盾はなくなつた。そのような状況下で、承和の変が起る⁽³⁰⁾。嵯峨太上天皇の死没直後に、東宮周辺の橘逸勢や伴健岑らが謀反を計画していたとされ、排除・左遷された。ついには、皇太子恒貞が廃太子されるに及んだ。

『恒貞親王伝』にはこのくだりをこのように記している。

承和七年、淳和太上天皇崩。九年、嵯峨太上天皇亦崩。無幾春宮帶刀伴健岑等謀反発覚。①皇太子恐懼。亦抗表辞讓。

天子優答云。「独健岑之凶逆。豈可関於太子」。宜存關略、勿介中懷。「太子猶不自安」、朝夕憂念。②其後有投送書。曰、「健岑反計為太子發之。」天子信之。遂廢太子。依例叙三品。親王令聞夙著。天下属心。加以寬惠恩紀。多結人心。一旦廢黜。亦非其罪。朝野悲傷。行路墜淚。③初天子避暑御冷然院。皇太子從之。俄而有廢黜之議。分使捕禁坊司并侍者帶刀等百余人。又④勅使左近少將藤原良相。率近衛州人圍守皇太子直曹。皇太子晏然和暢會無懼色。飲食言笑無異常。謂傍人曰。「吾以非分荷此任。禍之萌兆早自知之。故數年以來。謝去儲君不羅此(罹歎)敗。而不忍離背。因招憂

患。豈非天乎。」⑤既而勅令參議正躬王送廢太子、歸淳和院。備前守紀長江、自院逢迎。⑥即奉調太后、及左右皆哽咽悲。

事件発覚後、恒貞は皇太子の座を退くことを仁明天皇に上奏したが、仁明は橘逸勢の独断によるとして皇太子の関与を疑っていないと明言していた(傍線部①)。だが、その後投書があり、遂に仁明も皇太子にも疑念を抱くようになり、恒貞は廃太子となつた(傍線部②)。当時仁明天皇は、嵯峨太上天皇の葬儀を終えて、暑さを避けるために冷然院に行幸している最中であつた。皇太子であつた恒貞も同行して冷然院にいた(傍線部③)。事件後、勅命をうけた藤原良相が皇太子直曹を近衛三十人で包围し(傍線部④)、その後皇太子位を剥奪された恒貞は、参議正躬王に送られて淳和院に帰還した(傍線部⑤)。そして、母である皇太后正子と恒貞は久しぶりに相見えたが、誰もがその事情を慮つて悲嘆にくれた(傍線部⑥)。

『三代実録』正子薨伝には、

九年七月嵯峨太上天皇崩。皇太子欵遭讒搆見廢。太后震怒、悲号怨母太后。皇太子退居於淳和院、仁明天皇立諱(文德)親王、為皇太子。

とあり、皇太后正子は激怒し、自身の実母であり、恒貞には祖母に当たる皇太后橘嘉智子を怨んだと記される。この意味するところは深いと思われる。

この時王権内部において、先太上天皇（嵯峨）と後太上天皇（淳和）が既に故人となっており、皇太后橘嘉智子が序列の頂点にあった。

嵯峨太上天皇—淳和太上天皇—仁明天皇—恒貞皇太子

皇太后橘嘉智子—皇太后正子—（皇后不在）—（東宮妃不在）

橘嘉智子にとって正子は実の娘であり、恒貞は孫にあたる。しかし、一方で仁明もまた実子であり、その子道康親王も孫なのである。さらに上述したように、事件発覚時、仁明天皇は内裏を離れて橘嘉智子の居所である冷然院に逗留しており、恒貞もそこに同行していた。恒貞本人を橘嘉智子の手中に納められていたため、淳和院にあった正子には手が出せなかった。すべては、皇太后橘嘉智子の去就にかかっていた。

そもそも事件の発端は、阿保親王の告発文にあった。このことを橘嘉智子が藤原良房に相談した時点で、既に彼女の選択がなされたことに他ならない。良房の姉妹である順子は仁明天皇のもと

に嫁しており、その間に生まれた道康親王は十五歳になっていた。この姻戚関係を温めつつ、官僚としても目覚ましい躍進を見せた良房は、確実に力をつけてきており、仁明—道康親王の有力な後見になっていた。

皇太后橘嘉智子は、太上天皇不在であったこの時に、「王族の年長者で、王権秩序の頂点に立つもの」として判断を下し、権限を行使することに何ら支障がなかったものと考えられる。橘嘉智子は、「正子—恒貞」ではなく、「仁明—道康」を選択した。王権秩序の頂点に立つ橘嘉智子の決断に、仁明天皇は勿論のこと、皇太后正子も、皇太子恒貞も、従わざるを得なかった。泣き叫んだところで正子にできるのは、「正子—恒貞」を切り捨てる判断を選択した実母を恨むことだけだったのである。これは、単なる太上天皇の不在時における皇太后の「家父長的権限の代行」ではない。九世紀前半に培われてきた王権内の序列が、様々な儀式や儀礼を通じて天下に可視化され、浸透した結果であり、これが後の「皇太后臨朝」の先例となったこと評価したい。この事件によって、嵯峨天皇によって志向された嵯峨・淳和の両統迭立による、安定的な皇位継承をする構想は破綻し、仁明の一統のみが以降の王統を継承していくことになった。と同時に、正子「女帝」の可能性も放棄されることになる。井上廢后以後、酒人・朝原・正子と温存されてきた「女帝」の可能性は完全に絶たれた。このこと

が、后位の序列化を新しい段階へと推し進めていく。

事件後、恒貞は淳和院の東亭子に居住したことから、「亭子親王」と呼ばれた。⁽³³⁾ 嘉祥二年には出家して恒寂と名乗り、貞観二年には具足戒をうけたのち、真如親王から両部灌頂を受けた。⁽³⁴⁾ 彼は平城上皇の変で廃太子された高岳親王である。因果は巡るものなのだろうか。そのまま大覚寺にて静かな余生を送ったが、その晩年について非常に興味深い記述が、『恒貞親王伝』にある。

初元慶末、天子遜^三於陽成院^一。時太政大臣昭宣公、属^二心於親王^一。率^二左大臣源融、右大臣源多^一、陳^二樂推之志^一焉。親王悲泣云、「内^二絳、厭^二王位^一而歸^二弘道^一者、不^レ可^レ勝^レ數^一。」

陽成天皇が退位した後、太政大臣昭宣公基経がその後継者として恒貞に即位を要請したが、恒貞はそれを断ったというエピソードである。このことは、恒貞の優れた資質が後世まで注目されていたことを示すと同時に、承和の変によって廃太子されたものの、太皇太后橘嘉智子の意向に従ったため、恒貞本人への断罪はなかったことを示している。王権の秩序に従ったものは守られるということだろうか。

四 王権内の女性の序列化と后位

嘉祥三（八五〇）年に太皇太后橘嘉智子が没すると、皇太后であった正子が王権内において頂点に立つことになった。

（太上天皇空位）―天皇（仁明）―皇太子（道康）
（太皇太后空位）―皇太后正子―皇后不在―皇太子妃空位）

同年に仁明天皇が崩じると、道康親王が即位して文徳天皇となった。即位後数年たった斉衡元（八五四）年に到って、文徳天皇は正子に太皇太后の尊号を奉しようとする。

『文徳実録』には、その事情が次のように見える。

庚辰。詔曰、「夫人之至親、莫^レ親^二於母子^一。故子登^二尊位^一、則貴歸^二於母^一。古先哲王、未^レ有^レ違^二之^一。朕以^二不造^一、夙懼^二閔凶^一、憂深思遠。茫若無^レ涯。①當^二此之時^一、有^二嵯峨太皇太后、淳和太后並存^一。朕以^二尊母之典^一、雖^レ光^二故實^一。而申^二厭之制、存^二亡異^レ禮^一。②故以^二所生藤原氏^一、為^二皇大夫^一人、却^二冀^三謙損之美以招^二後福^一。然今太皇太后山陵之事、既歷^二多年^一。而淳和太后未^二進徽號^一。所生藤原氏猶稱^二夫人^一。人之子禮、何意能安。凱風自南^レ之時、最感^二長養之恩^一。敢

咨^三舊章^一、奉^レ崇^二尊號^一。③夫尊^二皇太后^一、為^二太皇太后^一。皇太夫人、為^二皇太后^一。載育^二萬邦^一、厚德無^レ疆。俾我四瀛、永有^レ所^レ頼^一。」

文徳即位前後、皇太后も、その上の太皇太后も既に埋まっていた(傍線部①)ので、文徳は生母を皇太后にすることができず、皇太夫人とせざるをえなかった(傍線部②)。先年太皇太后橘嘉智子の死没によって、空位になった太皇太后へ正子を上げることによって、文徳天皇は生母藤原順子を皇太夫人から皇太后へ上げようとした(傍線部③)。これは前代未聞の出来事である。八一九世紀の後位の推移を「表2」にまとめた。これからも明らかのように、律令制下で三后(皇后・皇太后・太皇太后)が実際におかれたのは、橘嘉智子と正子の母娘二代の時である。これは先述した王権内における序列化の一環として行われ、定例化していった。すなわち、九世紀前半に、皇后に立后されたのち、

皇后↓皇太后↓太皇太后

皇太后、太皇太后となる三后制が整備された。八世紀には、女帝が輩出したこともあるが、皇后制自体も未整備で、必ず立后されていたわけではない。しかし、宝亀一年(七七〇)年に立后され

た井上内親王以降、天皇の即位後立后されるようになり、在位時が短かった平城を除き、正子内親王まで立后された。しかし、その後の藤原氏出身の順子・明子・高子は、いずれも立后されることはなかった。そのため、文徳天皇は順子のために慣例を破って、天皇の生母に送られたことのある皇太夫人という称号を復活させ、

女御↓皇太夫人↓皇太后(↓太皇太后)

という道筋を作ろうとした。

皇太夫人については「表3」をみてほしい。蘇我堅塩媛と藤原宮子と当麻山背の称号授与は、性質を異にするので考察から除外する。嘉祥三(八五〇)年四月に文徳天皇は即位すると同時に、生母藤原順子に皇太夫人の称号を与えているが、これは桓武天皇の母高野新笠を前例としたものである。高野新笠は、光仁天皇の夫人のひとりに過ぎない。廢后され、死没したものの光仁天皇の嫡妻は皇后井上内親王であるという意識が残っているなかで、桓武即位時に生母である高野新笠に「皇太夫人」という称号を付与した⁽³⁶⁾。そして、新笠が没した翌年に皇太后を追贈するという形で「贈皇太后」にされた。強力に王権行使した桓武をしても、母新笠が生きているうちには皇太后にできなかった。

【表2】8-9世紀の后位の推移

	天皇	皇后	皇太后	太皇太后
持統(女帝・天武)				
文武				
元明(女帝・草壁)				
元正(女帝)				
聖武		藤原光明子 729		
孝謙(女帝)			藤原光明子 758	(藤原宮子)
淳仁				
称徳(女帝・重祚)				
光仁	井上内親王 770 廢后 800 復位 772・改葬 777			
桓武	藤原乙牟漏 783			
平城				
嵯峨	橘嘉智子 815			
淳和	正子内親王 827	橘嘉智子 823		橘嘉智子 850
仁明		正子内親王 833		正子内親王 854以降
文徳		* 藤原順子 854以降		正子内親王 879以前
清和		* 藤原明子 864		藤原順子 864以降 871前
陽成		* 藤原高子 882 廢后 896・復位 943		藤原明子 882
光孝				藤原明子
宇多				
醍醐	(中宮) 藤原隠子 923			
朱雀		* 班子女王 897		
村上		藤原隠子 931		藤原隠子 946

* 皇太夫人から皇太后へ

藤原順子 850 皇太夫人(所生子の文徳即位時)
 藤原明子 858 皇太夫人(清和即位時)
 藤原高子 877 皇太夫人(陽成即位時)
 班子女王 887 皇太夫人(宇多即位時)
 参考) 藤原温子 897 皇太夫人(醍醐即位時に養母として。生母藤原胤子は既に死亡)

今回、文徳天皇はこの先例に則り、「立后されずに、所生子が即位した際に生母へ贈る称号」として、半世紀ぶりに皇太夫人の称号を復活させた。【表3】にみえる藤原順子から明子、高子、班子女王、藤原温子までの五代はこの例に当たる。

文徳はさらに、生母藤原順子が生存中に皇太后にしようとしたのが、先に見た詔である。『文徳実録』には正確に記載されていない、あるいは削除されたのかもしれないが、この試みはすんなりいかなかった。既に服藤早苗氏が指摘するように、『三代実録』正子薨伝には、

文徳天皇齊衡元年四月、尊皇太后為太皇太后、々遂不_レ肯_レ当。

とあり、皇太后正子は太皇太后に上ることを辞退したことが知られる。文徳天皇の申し出を辞し、皇太夫人であった順子の皇太后昇進を拒否する正子の行動が許されたのは、正子が王権内におけ

る序列の最高位にあったためである。このように、皇太夫人から皇太后へ上がる、立后を経ないルートは、王権内の序列の頂点に立つ正子によって拒否されたのである。

やがて、元慶年間（八七七―八八五）初頭に、正子は太皇太后

【表3】皇太夫人一覽表

名前	資格	配偶者	地位	備考
蘇我堅塩媛	用明天皇・推古天皇生母	欽明天皇	后	日本書紀編纂時に付けられた呼称
藤原宮子	聖武天皇生母	文武天皇	夫人	724年3月 皇太夫人（大御祖）、同年2月大夫人（おきさき）と号されていたものを撤回（749年）太皇太后と表記、後世の着色か）
当麻山背	淳仁天皇生母	舍人親王		759年6月「大夫人」、764年淳仁廢帝により廢大夫人
高野新笠	桓武天皇生母	光仁天皇	夫人	790781年4月皇太夫人（789年没、790年贈皇太后、806年贈太皇太后）
藤原順子	文德天皇生母	仁明天皇	女御	850年4月皇太夫人（854年以降皇太后、864年以降に大皇太后）
藤原明子	清和天皇生母	文德天皇	女御	858年8月皇太夫人（864年皇太后、882年太皇太后）
藤原高子	陽成天皇生母	清和天皇	女御	877年1月皇太夫人（882年皇太后、896年廢后、943年復位）
班子女王	宇田天皇生母	光孝天皇	女御	887年11月皇太夫人（897年皇太后）
藤原温子	醍醐天皇養母	宇多天皇	女御	897年7月皇太夫人

の尊号を返上した。『菅家文章』卷九に、

奉_レ太皇太后令旨_一請_レ停_レ后號_一兼返_レ別封_一狀

右側聞、尊號之下、不_レ可_レ久居_一。厚賞之中、難_レ可_レ長保_一。數十年來、每增_レ兢惕_一而已。今齡隨_レ日老、病逐_レ老深。鑿_レ藥不_レ效_一施_レ功、皇天無_レ期_一降_レ福。命矣分矣、何憂何怨。

伏願廢_レ太皇后之崇稱_一、還納_レ加千戶之別封_一。申_レ志生前_一、免_レ誹死後_一。復使_レ煙霞松柏知_レ妾意之無_レ累。不_レ堪_レ丹懇_一。頓首頓首。謹言。

元慶 年

と伝える。具体的な年月日は未詳であるが、正子が没するのは先述したように元慶三（八七九）年である。順子はそれより早く貞観六（八六四）年正月に太皇太后になっているので、正子の太皇太后の停止は貞観五年年末までのことであつたと考えられる。斉衡元年の太皇太后の尊号辞退から、貞観五年の停止までのいずれの時に、正子が一度は辞退した太皇太后の後位については確かである。【表3】によれば、文徳女御藤原明子が皇太夫人になつたのは、所生の清和が即位した天安二（八五八）年であるから、その頃までに、正子も皇太后から太皇太后へと上つたと考えられる。ようやく文徳の宿願は成就した。しかし、立后を経ない皇太

夫人が皇太后に上られる先例ができたことは、諸刃の剣で、結果的に、九世紀後半において藤原立后を阻止することにもなった。【表2】【表3】にみえるように文徳生母の順子も、清和生母の明子も、陽成生母の高子も藤原氏は立后できなかつた。

その後、藤原立后が実現するのは、藤原穩子の時まで待たなければならなかつた。藤原穩子が醍醐天皇のもとに入内し、女御宣下を受けたのが、延喜元(九〇一)年で、中宮に冊立されるのは延長元(九二三)年四月のことである。穩子はその後、所生子である朱雀天皇の即位後に皇太后(九三二年)、さらにその弟村上天皇の即位時に太皇太后(九四六年)へ后位を進めた。じつに正子が皇后から皇太后になって以来、穩子立后まで約一〇〇年間、皇后(中宮)は冊立されなかつた。

この一因が、正子による藤原氏の皇太后昇進の阻止にあったことは留意しなければならない。藤原氏とそれを外戚とする天皇たちは立后することが叶わず、「皇太夫人」という地位に甘んじなければならなかつた。そのため、九世紀後半には、皇后から皇太后に昇るルートとは別に、立后せずに生母として皇太夫人になりそこから皇太后兵たる新たな后位の序列化が出来上がった。

(皇后) ↓皇太后 ↓太皇太后
皇太夫人 ↓

陽成天皇が即位すると藤原基経を摂政に任じた。それを固辞した基経の言葉に、

(前略) 又臣謹故事、皇帝之母、必升^①尊位^②。又察^③前修^④、幼主之代、太后臨^⑤朝。陛下若寶重天下、憂思^⑥幼主^⑦、則皇母尊位之後、乃許^⑧臨朝之義^⑨。臣竭力施功、不敢懈緩。臣誠盡矣。臣願足焉。不堪悃款之至(後略)^⑩

とみえる。これには、天皇の生母は必ず「尊位(≡皇太后)」に上るべきであるとする。さらに幼帝に際しては「太后(≡皇太后・太皇太后)臨朝」とあり、皇太后か太皇太后が臨朝することができるとしている。基経は、陽成の生母高子の皇太后臨期をほのめかして、巧みに摂政就任を拒んだのである。大化前代からの「大后」の伝統に淵源をもつ皇太后臨朝は、平安初期において、王権内の序列の頂点にあつた橘嘉智子や正子の例に求めることができ。このことは、王権の女性が政治に関与できる資格が、后位の序列化によって天皇の配偶者(妻后)から母親(母后)へと移ることに繋がつた。

十世紀に穩子が立后すると、皇太夫人は歴史的役目を終えて后位から消えていく。后位は再び、

中宮・皇后↓皇太后↓太皇太后

というルートに回帰し、一本化するのである。

むすびにかえて―移行期の王権のはざままで

王権の変質・成熟期である奈良末から平安初期において、女帝の終焉が王権の中の女性―特にキサキーの存在形態にどのような変化をもたらしていくのかという課題を検討してきた。

女帝の可能性があつた段階である井上内親王（聖武皇女・光仁皇后）―酒人内親王（光仁皇女・桓武妃）―朝原内親王（桓武皇女・平城妃）の母娘三代とは異なり、女帝が擁立されなくなる時代に、王権の中の女性たちは、天皇の配偶者としてのみ存在することが許されるようになる。

本稿では、正子内親王の軌跡を辿りながら、その果たした歴史的役割を考察した。

最初に、正子内親王が淳和天皇の皇后として立てられた背景を明らかにした。皇子恒貞の誕生や血統的に強力なライバルであった高志内親王や皇子恒世の不在という状況だけでなく、当該期の王権内において序列の頂点に立つ嵯峨太上天皇の意向が、正子の立后という王権内部の序列決定に大きく働いていたことがわかつた。

た。

このような王権内における序列化は、九世紀前半に、太上天皇の後院への退居や嵯峨・淳和太上天皇の並立と皇位の両統迭立という事態の中、急速に進んでいく。男性は嵯峨太上天皇を頂点とする序列が、女性は太皇太后橘嘉智子を筆頭に、皇太后・皇后という后位の序列（三后制）が整備された。その序列は、天皇との応答や朝覲行幸などの儀礼や儀式を通じて明確にされ、天下に可視化されるようになる。王権内での序列は、太上天皇や后位を持つものの中で男女の区別なく、年長者がその頂点にたつこととなる。天皇や皇太子、皇太后もその意向に従わなければならなかったことは、承和の変における太皇太后橘嘉智子の例からも明らかである。この嘉智子の決定は、恒貞の廢太子だけでなく、正子の「女帝の可能性」の剥奪をもたらすこととなった。

さらに、承和の変以降、太上天皇不在と橘嘉智子の死没によって王権内の序列の頂点にいた皇太后正子は、文徳天皇の生母順子の皇太后昇進を阻止した。このことは、順子だけではなく清和の生母明子など藤原氏による立后を半世紀にわたり阻む結果となった。そのため、「皇太夫人」という地位・称号が復活し、天皇の生母に与えられた。さらに、皇太夫人から皇太后へ昇るといふ新しいルートが形成された。九世紀後半に立后を経なくとも皇太夫人から皇太后・太皇太后に上れることによって、皇太后臨朝

は新たな可能性を内包することになる。正子の立后から約百年後、藤原穩子が中宮に冊立されると、后位は再び中宮・皇后から皇太后・太皇太后というルートに一本化され、皇太夫人は歴史的役目を終えた。

その中で、橘氏という特殊な出自から皇后に立后された嵯峨皇太后橘嘉智子とも異なり、嵯峨皇女であり、淳和皇后であり、恒貞皇太子の母であった正子内親王は、「女帝の可能性」を放棄させられた。代わりに、王権の内部にあつて后位の序列化を押し進め、キサキの新たな段階を切り開いていくターニングポイントとなつた。

橘嘉智子の歴史的な位置づけや女御・更衣の創出と後宮の整備、キサキと天皇の権能の差違、幼帝の出現と皇太后臨期の展開など、残された課題も少なくない。大方の批判を願って、ここで擱筆したい。

注

(1) 立太子を経て皇位についたのは、孝謙・称徳女帝だけである。元正も未婚の女帝であり、父文武天皇の早世後、母元明天皇のもとで資質を養っていたものと思われる。そのため、成人した聖武に先立って、元明から讓位されたと考えられる。元正天皇については、

口頭報告「元正天皇の養老行幸と改元」(岐阜県養老町主催講演、二〇一五年一月七日)をもとにした別稿に譲りたい。

(2) 元明天皇から聖武天皇への皇位継承の際は、「吾が子」という擬制的な母子関係を前面に出したものであったことが、仁藤敦史『女帝の世紀』(角川選書、二〇〇六年)で指摘されている。同様に、孝謙から淳仁への皇位継承位においては、淳仁と光明皇太后との擬制的な親子関係を媒介としたものであった。

(3) 口頭報告「女帝の終焉」(第二六回王権研究会、二〇一四年三月三一日)。

(4) 『三代実録』元慶三年三月二十五日条。以下、断らない限り『三代実録』は国史大系本による。

(5) 『続群書類従』伝部所収。著された時期、作者については不明であるが、九世紀後半に成立したと考えられている。玉井力「恒貞親王伝」(『国史大辞典』項目執筆、吉川弘文館一九八八年)。以下、『恒貞親王伝』は続群書類従本による。

(6) 『三代実録』元慶三年三月二十三日条。

(7) 『三代実録』貞観十年十二月二十二日条において太皇太后正子の六十賀が催されたこと、『同』元慶三年三月二十三日条の薨去において春秋七十と見えることから逆算すると正良親王と同年生まれとなる。

(8) 『日本紀略』延暦二十年十一月丁卯条。大宅内親王は女御橘常子を

母として七八八年に生まれ、安殿（平城天皇）の後宮に入った。高津内親王は坂上苅田麻呂を父とする坂上又子を母に持つ。坂上田村麻呂は同母兄弟である。高津内親王も神野親王（嵯峨天皇）の後宮に入っている。彼女たち三人はほぼ同年であり、同時に加笄され、異母兄安殿・神野・大伴に嫁したのであろう。

- (9) 恒世親王の生年は不明である。ただ、『日本紀略』天長三年五月丁卯条に見える薨去記事によれば、「年二十二」とあるので逆算した。朝原内親王については、別稿で詳述するが、母は光仁天皇と井上皇后的娘である酒人内親王で、桓武後宮で唯一の王族である。

(11) 『日本紀略』大同四年五月壬子条。

- (12) 『三代実録』貞観五年正月三日条の源定薨伝によれば、淳和は甥である定を実子同様に愛し、寵妃永原氏に賜い、母とさせたので、二人の父と二人の母がいると言われたとある。実母は鎮守代將軍百済王教後の娘慶命である。

- (13) 恒貞の生年には、八二五年説と八二七年説がある。日本後紀の欠落部分にあたるため、未詳である。『日本紀略』には八二七年条に「皇子」の誕生と産養いについて記事がある。『訳注 日本後紀』（集英社）はこれを恒貞の生年としている。しかし、『三代実録』・『紹運録』・『恒貞親王伝』の享年からの逆算によって、八二五年説をとるべきである。『淳和天皇実録』・『仁明天皇実録』（ゆまに書房、二〇〇七年復刻）の注も八二五年説をとっている。

(14) 立後の時期について一覧すると以下のとおりである。

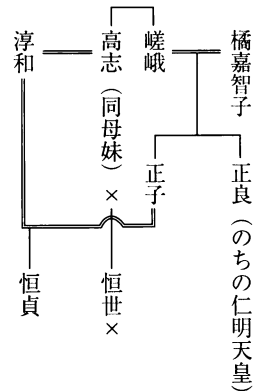
光明子（聖武）	七二九年	某王（基王）の誕生は七二七年ただし翌年夭折
井上内親王（光仁）	七七〇年	七一八年誕生の阿倍内親王（のちの孝謙・称徳天皇）は健在
藤原乙牟漏（桓武）	七八四年	翌年、所生の他戸親王も立太子
橋嘉智子（嵯峨）	八一五年	七五四年誕生の酒人内親王は斎宮に卜定
		七七四年安殿親王（のちの平城天皇）を出産
		立後ののち、神野親王（のちの嵯峨天皇）と高志内親王が誕生
		八一〇年正良親王（のちの仁明天皇）と正子内親王を出産

(15) 『日本紀略』天長三年五月丁卯条。「天皇悲痛、久不視朝」と記されている。五月十日には山城国愛宕郡鳥部寺の南に葬られた。

(16) 『日本紀略』弘仁十四年四月壬戌条。『皇年代略記』にも同様の記載がみられる。その後、恒世親王は同年九月には三品治部卿、十月には三品中務卿とみえる。

(17) 『日本紀略』天長四年五月庚申条ほか。

(18)



(19) 吉野は式家出身。淳和皇太子時代の春宮少進を務めた後、淳和即位

後は天長三(八二六)年に藏人頭天長五(八二八)年に参議となる。

承和の変で大宰員外帥に左遷され、承和十三(八四六)年失意の

うちに病死。玉井力「女御・更衣制度の成立」(『名古屋大学文学

部研究論集』五六、一九七二年)。

(20) 『三代実録』貞観十八年十一月二十八日条には、讓位を漏らした清

和天皇のもとに、淳和太皇太后正子から使者が派遣され、その動

静が問われている。

(21) 『統日本後紀』天長十年二月丁亥条、三月戊子朔条など。

(22) 『統日本後紀』承和二年三月丁巳条。

(23) 『統日本後紀』承和三年二月壬午条。河内国丹比郡の荒廢田十三町

が給与された。

(24) 当該期の太上天皇制の展開については、多くの研究成果がある。本

稿の視角にかかわるものとしては、春名宏昭「太上天皇制の成立」

(『史学雑誌』九九―二、一九九〇年)、同「平安期太上天皇の公と

私」(『史学雑誌』一〇〇―三、一九九一年)、同「院」について」

(『日本歴史』五三八、一九九三年)、同「太上天皇と内印」(『古代

中世史学研究』下所収、吉川弘文館、一九九八年)。寛敏生「古

代王権と律令国家機構」(『古代王権と律令国家』所収、校倉書房、

初出は一九九一年)、同「中世王権の特質」(『同前』所収、初出は

一九九二年)、同「太上天皇尊号宣下制の成立」(『同前』所収、初

出は一九九四年)、同「古代太上天皇制研究の現状と課題」(『同前』

所収、初出は一九九二年)。仁藤敦史「太上天皇制の展開」(『古代

王権と官僚制』再録、臨川書店、初出一九九六年)。

(25) 『日本紀略』弘仁十四年四月甲辰条。

(26) 当該期の后位として、三后制がとられたことは周知である。春

名宏昭「平安時代の后位」(『東京大学日本史学研究室紀要』四、

二〇〇〇年)。梅村恵子「天皇家における皇后の位置」(『女と男

の時空―日本女性史再考』Ⅱ所収、藤原書店、一九九六年)。岡

村幸子「皇后制の変質」(『古代文化』四八―九、一九九六年)。西

野悠紀子「母后と皇后」(『前近代女性史研究会編』家・社会・女性

―古代から中世へ』所収、吉川弘文館、一九九七年)、同「九世紀

の天皇と母后」(『古代史研究』一六、一九九九年)、同「律令制国

家とジェンダー」(『新体系日本史九 ジェンダー史』所収、山川

出版社、二〇一四年)。服藤早苗「九世紀の天皇と国母」(『物語研究』三、二〇〇三年)。田村葉子「立后儀式と后権」(『日本歴史』六四五、二〇〇二年)。橘嘉智子を画期とする点では先学は一致するが、本稿で取り上げている正子内親王に注目した研究は少ない。荒木敏夫「日本古代の太后と三后制」(口頭報告・前近代史女性研究会、二〇〇三年一月二六日)があるが、拜聴できなかった。

- (27) 朝覲行幸の成立についても幾多の研究成果があるが、服藤早苗「王権の父母子秩序の成立」(『中世成立期の政治文化』所収、東京堂、一九九九年)。服藤氏が指摘するように父母子の秩序を確認するようになることは重要である。拙稿「都市王権」の成立と展開」(『歴史学研究』七八九、二〇〇二年)では、さらに、天下に対して王権内の序列を可視化する儀礼として、九世紀に新たに成立したことを重視する。

- (28) 『続日本後紀』天長十年十月辛丑条。その後も仁明天皇の行幸に従駕する皇太子恒貞の様相が散見する。

- (29) 恒貞皇太子時の東宮学士は小野篁と春澄善繩であったことは『続日本後紀』『後拾遺往生伝』にみえる。

- (30) 承和の変については、本稿の視角とは異なるが、玉井力「承和の変について」(『歴史学研究』二八六、一九六四年)、福井俊彦「承和の変についての一考察」(『日本歴史』二六〇、一九七〇年)をはじめとして、遠藤慶太「『続日本紀』と承和の変」(『古代文化』

五二、二〇〇〇年)、神谷正昌「承和の変と応天門の変」(『史学雑誌』一一一、二〇〇二年)、佐藤長門「承和の変前夜の春宮坊」(『日本古代の王権と東アジア』所収、吉川弘文館、二〇一二年)などがある。

- (31) 『続日本後紀』承和九年七月己酉、庚戌、辛亥、壬子、乙卯、戊午条など。

- (32) 『続日本後紀』承和九年八月甲戌条。

- (33) 『続日本後紀』嘉祥二年正月壬戌条。『三代実録』元慶八年九月二十日条。『大覚寺門跡』・『後拾遺往生伝』にもみえる。

- (34) 『大覚寺門跡』恒寂法親王条。

- (35) 『文徳実録』嘉祥三年四月甲子条。

- (36) 仁藤敦史「桓武の皇統意識と氏の再編」(『国立歴史民俗博物館研究報告』一三四、二〇〇七年)。桓武は自らの皇統意識を満たすために、様々な施策で高野新笠を称揚した。

- (37) 服藤早苗前掲注(26) 論文。

- (38) 『三代実録』貞観六年正月七日条。

- (39) 『中右記』嘉承二年二月一日条の裏書きには「称中宮」という注書きが見える。

- (40) 『三代実録』貞観一八年二月四日条。

- (41) 皇太后臨朝については田村葉子前掲注(26) 論文でも指摘している。この問題は、天皇と母后の居住形態の変化や、摂政の出現と密接

にかかわると考える。私見の一端は、拙稿「伴大納言絵巻と応天門の変―記録と記憶の間」(『国士館史学』一九、二〇―一五年)にて論じた。